

名古屋市立大学病院診療規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学病院（以下「病院」という。）における診療等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第2条 診療は、外来診療及び入院診療により行うものとし、往診を行わない。ただし、病院長が特別の事由があると認めた者に対しては、往診することができる。

(診療科)

第3条 病院の診療科は、次のとおりとする。

内科

消化器内科

肝臓内科

膵臓内科

呼吸器・アレルギー疾患内科

リウマチ科

循環器内科

内分泌・糖尿病内科

血液・腫瘍内科

脳神経内科

腎臓内科

外科

消化器外科

呼吸器外科

心臓血管外科

小児外科

乳腺外科

形成外科

整形外科

産婦人科

小児科

眼科

耳鼻いんこう科

皮膚科

泌尿器科

小児泌尿器科

精神科

放射線科

麻酔科

脳神経外科

歯科口腔外科

救急科

リハビリテーション科

病理診断科

臨床検査科

(一部改正 平成22年達第114号、平成26年達第65号、平成26年達第87号、平成27年達第3号、平成27年達第24号、平成28年達第75号、平成29年達第59号、平成30年達第94号)

(外来診療の受付時間)

第4条 外来患者の診療に係る受付時間は、午前8時30分から午前11時00分までとする。ただし、救急患者については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、病院長が必要と認めたときは、受付時間を変更することができる。

(外来休診日)

第5条 外来診療を行わない日（以下「外来休診日」という。）は、次のとおりとする。ただし、救急患者については、この限りではない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) その他病院長が特に認めた日

2 前項の規定にかかわらず、病院長は、特に必要があると認めるときは外来休診日（前項第4号を除く。）に外来診療を行うことができる。

3 第1項に定めるもののほか、病院長は、医師の病気又は出張その他の事由により外来診療を行うことができない診療科があるときは、当該診療科に限り、臨時に外来休診日を定めることができる。

(一部改正 令和元年達第33号)

(外来診療時間)

第6条 外来診療を行う日における診療時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(診療の申込み)

第7条 病院において初めて診療を受けようとする者は、診療申込書に必要事項を記入し、これを病院長に提出しなければならない。この場合において、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険法又は生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の医療の給付に関する法令により診療を受けようとする者は、その法令に定める証票を併せて病院長に提示しなければならない。

2 病院長は、診療申込書の提出があったときは、診療券を申込者に交付する。

3 診療券の交付に当たっては、身元調査を行うことがある。

4 診療券は、病院長の定める様式によるものとする。

5 診療券の交付を受けた者は、この規定及び病院の定める諸規程の定めるところに従い診療を受けなければならない。

6 前項の申込者が、同一の疾病又は負傷について再び診療を受けようとするときは、そのつど病院長に診療券を提示し、毎月初回受診時、被保険者の資格等の有無の確認できるものを併せて提示しなければならない。

(一部改正 令和7年達第133号)

(入院及び退院の手続)

第8条 入院して診療を受けようとする者は、身元引受人及び連帯保証人を立て入院申込書を病院長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、やむ得ない事由があるときは親族その他の関係者がこれを提出することができる。

2 入院患者が退院しようとするときは、病院長の承認を受けなければならない。

(一部改正 平成22年達第11号)

(入院患者の外出)

第9条 入院患者が外出しようとするときは、病院長の承認を受けなければならない。

(付添いの承認)

第10条 入院患者には、付添いを置くことができない。ただし、患者本人又はその関係者から患者の親族を付添いとして置くことの願い出があった場合で、病院長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(面会時間)

第11条 入院患者との面会を行うことができる時間は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項各号に掲げる日 午後1時から午後7時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午後3時から午後7時まで

(秩序の維持)

第12条 診療等を受ける者及びその関係者は、病院の内部の秩序維持に関する規定及び病院長又は病院の内部の秩序を維持するための管理者の指示に従わなければならない。

(委託による診療等)

第13条 病院長は、必要があると認めるときは、官公署、団体その他のものから委託を受けた者の診療等を行うことができる。

(診療等の拒否)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、病院長は、診療若しくは入院を拒否し、又は退院を命ずることができる。

- (1) 入院の必要を認めないとき。
- (2) 収容定員に満ちたとき。
- (3) 料金を滞納し、又は病院の諸規定に違反したとき。
- (4) 風紀又は公の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (5) その他病院長が診療又は入院を不適當と認めたとき。

(実施細目)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市立大学病院条例施行細則等を廃止する規則（平成18年名古屋市規則第105号）の規定による廃止前の名古屋市立大学病院条例施行細則（昭和25年規則第40号。以下「廃止前規則」という。）第1条第1項又は第2項の規定により交付を受けた診療券は、第7条第2項の規定により交付を受けたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に病院に入院している者が廃止前規則第3条の規定によりうけた院長の承認は、第8条第1項の規定による承認とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、廃止前規則の規定に基づく行為のうち、この規程の規定に相当の規定があるものは、この規程の相当の規定によってしたものとみなす。
- 5 この附則に定めるもののほか、この規程の制定に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）

この規程は、平成22年3月29日から施行する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第114号）

この規程は、発布の日から施行し、平成22年8月1日から適用する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第65号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第87号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学病院診療規程の規定は、平成26年9月1日から適用する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第3号）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第24号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第75号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学病院診療規程の規定は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第59号）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第94号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第33号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第133号）

この規程は、発布の日から施行する。